政府共通プラットフォーム整備計画

2011 (平成 23) 年 11 月 2 日 各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議決定

「新たな情報通信技術戦略 工程表」(平成22年6月22日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定。平成23年8月3日改訂。以下「工程表」という。)及び「電子行政推進に関する基本方針」(平成23年8月3日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定。以下「基本方針」という。)の別紙「政府共通プラットフォームの整備方針」に基づき、以下のとおり政府共通プラットフォーム整備計画を定める。

第1 背景

クラウドコンピューティング技術等の新たな情報通信技術の進展により、政府全体としてより一層の情報システムの刷新が求められている状況を踏まえ、「新たな情報通信技術戦略」(平成 22 年 5 月 11 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)及びその工程表において、クラウドコンピューティング技術等を活用し、各府省別々に構築・運用している政府情報システムの段階的な統合・集約化を図るため、「政府共通プラットフォーム」(以下「政府共通PF」という。)を整備し、平成 24 年度中に運用開始することが決定している。

この政府共通PFは、基本方針において、統合・集約化をはじめとした政府情報システムの基盤として整備し、効率的な予算執行や政府情報システムの質の向上を図ることにより、政府の「IT ガバナンスを支える重要な基盤」として位置付けられるとともに、東日本大震災で行政の業務継続への支障が生ずる事態が発生したことを踏まえ、「政府の業務継続性を確保する基盤」としても活用を検討することが求められている。

また、政府共通PFへの政府情報システムの統合・集約化の推進等に伴う情報流通量の増大や、次世代の通信規約である IPv6 への対応といった新たな情報通信ニーズを踏まえ、政府共通PFとの整合性を確保した政府専用の情報通信ネットワーク基盤の確立が必要となる。

このため、政府共通PFと同様に国を直接の管理運用主体とした「政府共通ネットワーク」 (以下「政府共通NW」という。)を併せて整備することにより、IT ガバナンスの向上を図る とともに、効率的かつ効果的に政府の情報システム基盤を確立することが必要である。

第2 目的及び意義

政府共通PFは、ITリソースの効率的な利用を可能とするサーバの仮想化技術等を活用し、 政府情報システムの統合・集約化や共通的な機能の一元的提供に関する様々なサービスを提 供することで、政府情報システムの標準化・共通化を図りつつ、その開発・管理・運用の効 率化を推進するとともに、政府情報システムの安全性・信頼性の向上を図るものであり、これにより、政府情報システムのITリソースの効率的配分や質の向上を実現するとともに、政府のITガバナンスを支える基盤としての役割を果たすことを目的とする。

また、政府共通NWを整備することにより、政府内部の安定的な情報流通を確保する。 本取組により、IT リソースの効率的配分、政府情報システムの質の向上等に関する次のような効果が見込まれる。

1 IT リソースの効率的配分による政府情報システムの整備及び運用の効率化

- (1) システム運用に伴う各種監視業務の一元化等によるシステム運用業務の負担軽減
- (2) システム構築に必要な IT リソースの提供による迅速なシステム立ち上げや期間限定システムなどのシステム構築ニーズへの柔軟な対応
- (3) システム運用上共通的に必要となる機能の一元的提供による重複排除
- (4) 施設・設備、機器の共用や、基盤ソフトウェアの共通化によるシステム運用コストの 抑制
- (5) 施設・設備、機器の消費電力削減等の環境負荷低減

2 政府情報システムの質の向上

- (1) 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一規範」、「政府機関の情報セキュリティ対策における政府機関統一管理基準及び政府機関統一技術基準の策定と運用等に関する指針」、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」(以下「統一基準群」という。)に準拠した適切な情報セキュリティ対策に関する措置の統一的実施による政府情報システム全体としての情報セキュリティ対策の底上げ
- (2) サーバ等の仮想化技術や情報システムの統合・集約化によるスケールメリットを活かした効率的な可用性・信頼性の確保
- (3) 施設・設備の複数拠点化やネットワークの複数ルート化による災害時等におけるシステム運用サービス及びネットワークサービスの継続的提供の確保
- (4) 各府省(関係機関を含む。以下同じ。)のLANシステム等により提供されている職員 等利用者に係る機能に関するサービスの一元的提供による政府全体としての利便性の向 上
- (5) 次世代通信規約である IPv6 にも対応した大容量ネットワークを整備することによる拡 張性の確保

3 政府の IT ガバナンスを支える基盤としての役割

(1) 政府共通PFが提供する施設・設備、機器等のITリソースの管理業務に関する各府省の担当職員の業務負担軽減による情報システム施策の企画面へのIT人材の集中化など、IT人材の有効活用

- (2) 基盤ソフトウェア等のシステム動作環境の標準化や各府省のLANシステム等により 提供されている職員等利用者に係る機能に関するサービスの一元的提供による共通的業 務フローの普及、及びこれに伴う業務見直しの促進
- (3) 仮想化技術を活用した同一基盤上における政府の複数システムの運用といったノウハウを含め、政府共通PFの整備及び運用によって得られる知識・経験の蓄積及びその政府内における共有
- (4) 国を直接の管理運用主体とすることによる政府共通NWのガバナンスの強化

第3 本計画の計画期間

政府共通PF及び政府共通NWのライフサイクルを見据え、本計画の対象期間(第一期計画期間)は平成23年度から28年度までとする。なお、平成29年度以降の政府共通PF及び政府共通NWの取組についても、今後の検討結果を踏まえて本計画の見直しを行い、これに基づき進める。

第4 提供サービス

- 1 政府共通プラットフォームが提供する主要サービス
 - (1) 情報システムの整備及び運用に関するサービス
 - ① 施設(付帯設備を含む。)の提供に関するサービス
 - ② 機器・基盤ソフトウェアの提供に関するサービス
 - ③ 運用の支援に関するサービス
 - ④ 監視に関するサービス
 - ⑤ バックアップに関するサービス
 - ※ データの外部メディア等への取得作業に加え、災害時におけるバックアップ拠点への切替サービスも含む。
 - ⑥ 政府共通PF及び統合・集約化対象システムの運用に必要な作業検証、移行テスト、 移行リハーサルを実施可能な検証環境の提供に関するサービス
 - ⑦ 小規模な業務アプリケーションの開発、単体テスト及び結合テストを実施可能な開発 環境の提供に関するサービス

なお、開発環境の提供に当たっては、各府省の二一ズを十分把握の上、第8の3(2)の ワーキンググループで検討・調整し、平成24年度中にその必要性を含めて結論を得る。

統合・集約化対象システムが利用するサービスの組み合わせについては、統合・集約化効果を最大化する観点から、①から④のすべてを利用する形態を基本とするが、当該対象システムのニーズに合わせて選択することを可能とする。

なお、政府共通PFで提供しないサービスについては、統合・集約化対象システムの担

当府省等(以下「対象システム担当府省」という。)において適宜対応する。

(2) 職員等利用者に対するサービス

政府共通PFが職員等利用者に提供するサービスについて、平成23年度中に、各府省におけるLANシステム等の情報システムが有する職員等利用者に係る機能の整備状況等を把握・分析の上、必要な検討等を実施し、共用化による高い効果が見込まれるものについては、24年度以降、将来のサービス提供に向けた整備作業を順次実施する。

(3) その他

① その他提供サービスの検討

(1) 及び(2) のほか、統合・集約化対象システムが有する機能のうち、特に各府省に一元的サービスとして提供することが適当なものについては、必要な検討等を実施の上、順次、政府共通 P F のサービスとして提供する。その際、利用者認証に関するサービスについては、当該サービスを一元的に提供する府省共通システムとして既に整備及び運用されている「職員等利用者共通認証基盤(GIMA)」の活用を視野に入れつつ、検討する。

② 提供サービスの見直し

政府共通PFの提供サービスの内容については、統合・集約化対象システムの拡大や、 各サービスの利用状況等に応じ、見直しを行う。

2 政府共通ネットワークが提供する主要サービス

- (1) 閉域の専用網で構成されたバックボーンネットワーク及びアクセス回線の提供に関するサービス
- (2) 電子メール交換機能に関するサービス
- (3) DNS (政府共通NWドメインの管理) や時刻同期等のネットワーク利用に関するサービス
- (4) LGWAN相互接続に関するサービス

第5 政府共通プラットフォーム及び政府共通ネットワークのシステム要件

1 政府共通プラットフォームのシステム要件

- (1) 仮想化技術の活用による機器の共有化を実現する。また、機器については、仮想化技 術の活用により、同一物理サーバ上に多数のアクセス及び処理が行われることに対応し、 多重処理、高負荷にも耐えられるものを導入する。
- (2) 統合・集約化対象システムの稼働に支障をきたさない性能を実現するシステム構成とする。
- (3) 安全性、信頼性の高いシステム構成を実現する。また、必要に応じて、災害対策のためのバックアップ拠点を整備する。

- (4) 政府情報システムの段階的な統合・集約化に対応可能な拡張性の高いシステム構成を 実現する。
- (5) 政府共通PFの利用に制約が生じることのないよう、IPv6に対応する。
- (6) ソフトウェアの種類、バージョン等は可能な限り標準化・共通化する。
- (7) 標準化された技術を広く取り入れた機器等を配備する。
- (8) 統一基準群を踏まえた情報セキュリティ対策を実施する。
- (9) 統合・集約化対象システムには要保護情報を扱うものもあることを踏まえ、政府共通 PFの施設及び設備は国内に設置する。

2 政府共通ネットワークのシステム要件

- (1) 閉域の専用網とし、暗号化通信を行う。
- (2) 政府共通 P F の通信基盤として、十分な回線容量を確保する。
- (3) 災害時等にもサービスを継続して提供できるよう、バックアップシステムを整備する。
- (4) 政府共通NWの利用に制約が生じることのないよう、IPv6 に対応する。また、その実装に当たっては、政府情報システムにおける IPv6 アドレス体系等についての必要な検討を行う。

1及び2のほか、政府共通PF及び政府共通NWの詳細なシステム要件については、それぞれ別途「政府共通プラットフォーム要件定義書」、「政府共通ネットワーク基本仕様書」に定める。なお、本要件定義書及び基本仕様書は、今後の政府共通PF及び政府共通NWの設計等の状況を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。

第6 統合・集約化対象システム

- 1 政府情報システムの全体最適をより一層推進し、政府の IT ガバナンスを確立・強化する 観点から、原則として、すべての政府情報システムを対象に統合・集約化を図る。
- 2 統合・集約化に当たっては、各府省において、保有する政府情報システムをすべて洗い出し、棚卸しや業務分類等の体系的な整理を行うとともに、利用状況等システム化による効果を十分検証の上、費用対効果の観点等から維持・整備の必要性が乏しい政府情報システムについては廃止を検討する。
- 3 政府情報システム間の機能重複を排除する観点から、政府横断的に共通化を図るべきシステム類型を整理・検討の上、各システムの更改時期等を勘案し、可能なものから順次統合・ 集約化を進める。
- 4 「特定の技術・動作環境に依存する」、「特段高度な情報セキュリティ対策が求められる」 など当面統合・集約化に馴染まないと考えられる政府情報システムについても、将来的な統 合・集約化に向け、段階的に標準化・共通化を図るなど必要な検討を継続的に行う。

5 統合・集約化対象システムは、移行作業の集中化回避の観点等に留意しつつ、第8の3(2) のワーキンググループで、必要な検討・調整を行った上、各府省情報化統括責任者(CIO) 連絡会議幹事会(以下「CIO 連絡会議幹事会」という。)において確定する。

第7 スケジュール

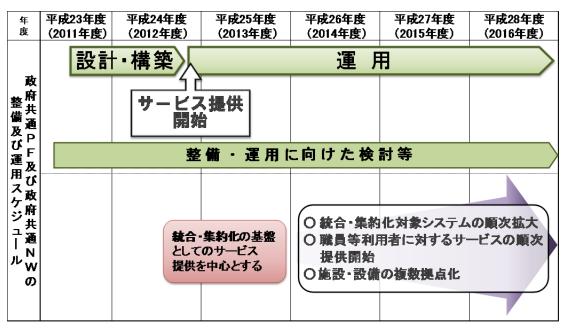
1 サービス提供開始までのスケジュール

政府共通PF及び政府共通NWは、平成23年度から、第8の3(2)のワーキンググループにより整備、運用等に向けた実務的な検討を開始し、24年度中にサービス提供を開始する。

2 第一期計画期間におけるスケジュール

着実に取組を進め、確実な成果を上げる観点から、次のとおり段階的に整備を進める。

- (1) 平成24年度及び25年度は、統合・集約化の取組を中心として実施する。
- (2) 統合・集約化対象システムについては、各システムの更改時期等を勘案の上、可能なものから順次追加する。また、統合・集約化対象システムの追加に伴い、災害等によるシステム停止の影響が広範囲に及ぶこととなることを踏まえ、平成26年度以降、複数拠点化等によるバックアップ体制の強化を図る。
- (3) 政府共通PFが職員等利用者に提供するサービスについて、平成23年度中に、各府省におけるLANシステム等の情報システムが有する職員等利用者に係る機能の整備状況等を把握・分析の上、必要な検討等を実施し、共用化による高い効果が見込まれるものについては、24年度以降、将来のサービス提供に向けた整備作業を順次実施する。(再掲)
 - 図 第一期計画期間における政府共通プラットフォーム及び政府共通ネットワークの整備及び運用スケジュール



第8 政府共通プラットフォーム及び政府共通ネットワークの整備及び運用

1 統合・集約化対象システムの移行

(1) 移行に係る基本的な考え方

政府共通PFへの移行作業は、対象システム担当府省が主体的に行うこととし、当該対象システム担当府省は、所管する統合・集約化対象システムごとに個別移行計画を作成する。

(2) 移行に係る規程等の整備

総務省は、政府共通PFへの移行に当たって必要となる規程等を、移行ガイドライン等としてサービス提供開始までに整備する。

2 運用

(1) 政府共通プラットフォームの運用

① 運用に係る規程等の整備

政府共通PFの運用に当たって、円滑な運用を図るために必要となる総務省と対象システム担当府省との責任分界等を定めた諸規程(総務省用及び対象システム担当府省用)、SLA(サービスレベルアグリーメント)等を定める。

② 運用連絡体制の確立

障害等発生時において迅速かつ円滑な対応を図るため、適切な運用連絡体制を確立する。

(2) 政府共通ネットワークの運用

① 運用に係る規程等の整備

政府共通NWの運用に当たって、円滑な運用を図るために必要となる諸規程、SLA(サービスレベルアグリーメント)等を定める。

② 運用連絡体制の確立

障害等発生時において迅速かつ円滑な対応を図るため、適切な運用連絡体制を確立する。

3 体制

(1) 整備及び運用の実施体制

政府共通PF及び政府共通NWの整備及び運用は、総務省が実施する。

ただし、政府共通PFが提供しない統合・集約化対象システム独自の動作環境の整備、 運用及び統合・集約化対象システムに係るアプリケーションの開発・運用等については、 対象システム担当府省の責任の下で実施する。

(2) 整備及び運用に当たっての検討体制

政府共通PF及び政府共通NWの整備及び運用に当たっては、CIO連絡会議幹事会の下にワーキンググループを設置し、本取組に伴う業務・システム最適化計画の改定等に関する事項も含め、実務的な検討・調整等を行う。

なお、政府共通 P F への統合・集約化対象システムである府省共通システムや政府共通

NWに関係する内容(移行の進め方等)の検討に当たっては、必要に応じ、行政情報システム関係課長連絡会議の下に置かれている専門部会等と連携を図る。

4 その他

- (1) 政府共通PF及び政府共通NWの整備に当たっては、標準的な手法を活用し、適切に 進ちょく管理を行う。
- (2) システム全体としての相互運用性確保の観点や、調達の競争性確保の観点から、極力、 複数事業者が提供可能となる標準的な仕様を採用する。

第9 本計画の見直し

各政府情報システムにおける最適化等の取組の進ちょくや、情報通信技術の進展等により、 政府共通PFによる統合・集約化の考え方やサービス内容を変更する必要等が生じた場合に は、第8の3(2)のワーキンググループにおいて検討の上、本計画を見直す。

第10 その他

中長期的な検討課題として、政府共通PF及び政府共通NWを中核とした政府情報システム 全体の基盤機能の方向性について、以下の観点等を第8の3(2)のワーキンググループにおい て検討する。

1 中期

次のライフサイクルに向けた政府共通PFと政府共通NWの一体化等による更なる基盤機能確立のための検討

2 長期

各府省のネットワーク基盤を含めた政府情報システム全体の基盤機能確立のための検討